

【3K152007】指定管理鳥獣の放置要件に関する研究（H27～H28 累計予算額 13,242 千円）
研究代表者 堀野 真一（国立研究開発法人森林総合研究所）

1. 研究開発目的

シカ捕獲個体を用いた放置実験を行って、放置されたシカ捕獲個体の分解過程や、分解に寄与する生物の活動など、放置が引き起こす生態学的な現象を明らかにする。その結果をもとにして、放置が環境に与える影響を明らかにするとともに、その影響を緩和する方法を開発する。また、山林関係者がシカ死体に対して持つ意識を明らかにするため、アンケート調査を行う。これらのデータから、シカ捕獲個体放置のガイドラインを作成することを目的とする。

2. 本研究により得られた主な成果

(1) 科学的意義

動物死体の分解は、生態学的には、分解に関与する動物の食生態や、生態系内の物質循環といった観点から関心を集める重要な事象である。しかし、野外に放置されたニホンジカ捕獲個体がどのように分解するのかについては、これまで実証的なデータがほとんどなかった。その主な理由は、捕獲個体を放置することがこれまで原則として禁じられていたからである。偶然見つけた自然死亡個体を観察する方法では死亡直後から観察できるとは限らず、また、場所や季節等の各種条件を付した体系的なデータを得ることは非常に難しい。ネズミ類を対象とした実験や、人体の代用としてブタを使った法医学分野での実験によるデータであれば存在するものの、それらのデータを野生ジカに読み替えることは、いくつかの理由により困難である。本課題では、実際にシカを用いた実験によって実証的なデータを得たことにより、シカ死体の分解に関する生態学的な疑問に直接答えることが可能になった。

山林の管理者や利用者、あるいは、近隣住民が、林内のシカ死体についてどのように感じるのか、ということも、適切な山林の利用や、人間と自然との関係、等といった観点から社会科学的な関心の的となる。本課題では、シカ死体放置実験から得た知見を盛り込んだアンケートを実施し、それに答えうるデータを得た。

(2) 環境政策への貢献（研究代表者による記述）

改正された鳥獣保護法では、「放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがない場合に限って指定管理鳥獣の捕獲個体を放置することを許可できると定められている。また、社会的な観点から不適切な結果にならないよう配慮することも必要である。これらの条件を満足させながら行う放置は、どのような条件下であれば可能なのか、また、実施にあたっての注意点は何か、等を判断するための実証的データが必要である。しかし、前項で述べたのと同じ理由により、従来、こうした場面で使うことのできる実証的データはほとんどなかった。本課題では、実際に放置実験を行うことによってそのようなデータを収集した。また、アンケートによって社会的な要素についてのデータも収集した。これらの分析結果をまとめたガイドラインは、行政担当者がシカ捕獲個体の放置を許可するかどうかを決定する際の判断材料として直接貢献する。ひいては、改正法の適切な運用に貢献することができる。

<行政が既に活用した成果>

特に記載すべき事項はない。

<行政が活用することが見込まれる成果>

本課題で作成するガイドラインは、行政担当者がシカ捕獲個体の放置を許可するかどうかを検討する際の判断材料として活用される。

3. 委員の指摘及び提言概要

実証的な実験に基づく提言を伴っており、ニホンジカによる農林業の被害が激化する喫緊の課題にチャレンジした点と、難しい現場調査を行った点は高く評価できる。ただし、限られた地域での実験のデータを全国で利用するための留意事項を示しておくべきである。今後、放置の影響を緩和する方法の開発並びにガイドラインの作成に係わる検討が必要である。

4. 評点

総合評点：A